

お客様 各位

2019年11月1日

#### ◆『親孝行保険』の取扱い開始についてのお知らせ

プラス少額短期保険株式会社(代表取締役社長：遠藤 尚樹、本社：東京都新宿区)では、介護一時金保険『親孝行保険』の取扱いを2019年11月1日より開始いたしました。

『親孝行保険』は、被保険者様が要支援・要介護認定を受けられた際に最大80万円の給付金をお支払いする保険となっており、要支援1という比較的早い段階から給付の対象としております。また、ご契約者様が親御様(実父母)を保険の対象とされる場合、所定の条件を満たせば、代理告知を行っていただくことで、ご契約者様のみの手続きでお申込みを完結させていただくことが可能となっております。

今日わが国は、超高齢化社会へと突入しており、これからますます増加するシニア層のための社会保障・介護施策の導入が喫緊の課題となっております。介護が必要となったときの諸費用をまかない、経済的負担を軽減する一時金として、また、大切な親御様に安心して老後を過ごしていただくための日ごろからの備えとして、弊社の『親孝行保険』がこういった時代のニーズにおこたえできるものと考えております。

#### ◆介護一時金保険『親孝行保険』の特長

① **要支援1** から給付対象

要支援1という早い段階から保障の対象としており、介護の初期段階の経済的負担を軽減することができます。

② 親御様に代わり、お子様による**代理告知**が可能

遠方にお住いの親御様の保険としてお申込みされる場合など、ご契約者様が代理で告知を行うことで、お手続きを完結させていただくことができます。

③ 介護一時金を**80万円**まで設定可能

介護の一時費用としてご安心いただける保障をお受けいただけます。

④ お申込みは**保険料建て**と**給付金建て**のいずれかを選択いただけます  
ご負担にならない保険料で、必要な保障額を設定いただけます。

⑤ **60歳から100歳まで**お申込みいただけます

介護に備える必要を感じられたときにご検討いただけるよう、お申込み・更新が可能なご年齢を幅広く設定しています。

介護一時金保険

# 親孝行保険

大切な親御様へ贈る、介護のささえに



- 介護の備えに、**要支援1**からお支払対象
- お子様の代理告知で、**親御様のためのお申込み**が可能
- **告知は簡単**、3つのみ
- **60歳から100歳まで**お申し込みいただけます。

※詳細につきましては、約款・重要事項説明書などをご参照いただけますよう、お願い申し上げます。

<お問合せ窓口>

プラス少額短期保険株式会社  
経営企画部

TEL : 03-5287-1070

ご契約に関して、重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。  
お申込資料をご請求いただいた際に送付する、「重要事項説明書」、「約款」などを必ず一読の上、内容についてご理解くださいますようお願いいたします。  
当社ホームページにて閲覧・入手できます。  
お申込に際しては、保険契約者様(保険料をお支払いになる方)および被保険者様(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **保障の開始について**
  - ◆ 介護一時金保険「親孝行保険」では、当社が保険の引き受けを受諾し、保険契約者様が第1回保険料または初回保険料の払込みを完了した日の翌月1日を責任開始日・契約日とします。
  - ◆ 保険契約期間は、契約日から1年間です。
- **免責期間について**
  - ◆ この保険には、初回契約時に免責期間がありますのでご注意ください。
  - ◆ 介護一時金保険「親孝行保険」は、初回契約時の責任開始日からその日を含めて60日以内に給付金お支払事由が発生しても、給付金を支払いません。
- **保険料について**
  - ◆ 保険料は、契約日における満年齢、性別等によって決まります。お誕生日が2ヶ月後以内の方はご注意ください。保険料は、原則として1年ごとに逡増していきます。
- **保険料のお支払方法などについて**
  - ◆ 保険料のお支払方法は、月払いと年払いを申し込み時に契約者様に選択していただけます。お支払方法は、口座振替とクレジットカード払い(VISA/Master)が選択できます。口座振替の場合には、第1回目保険料は、当社が送付するコンビニ振込用紙によるお振込となります。また、団体集金を別途ご契約されている場合には、団体集金となります。
- **【介護一時金保険】指定代理請求人について**
  - ◆ 被保険者様の同意のもと保険契約者様が指定してください。指定できるのは、被保険者様の配偶者、直系血族、被保険者様と同居し生計を一にする3親等以内の親族の方です。該当する方がいらっしゃらない場合には、当社にご相談ください。
- **配当金、解約返戻金、クーリング・オフなど**
  - ◆ この保険には、配当金・満期保険金はありません。月払契約の場合、解約返戻金はありません。年払契約の場合には、解約日の前日が属する月の翌以降分の返戻金額を返戻します。
  - ◆ この保険は、契約期間が1年以内の為、クーリング・オフの対象ではございません。
- **保険契約者の範囲**
  - ◆ 当社の保険は、日本に居住されている個人の方、日本国内の登記済の法人の方いずれの場合でもご契約できます。
  - ◆ 1保険契約者の方の総保険金額が傷害疾病保険で8,000万円以下の制限がございます。特に法人契約の場合にご確認ください。
- **当社の募集人(募集代理店)について**
  - ◆ 当社の募集人(募集代理店)は、保険契約締結の代理権、保険料受領権、告知受領権を有していません。
  - ◆ そのため、お申込していただいた保険契約をお引受させていただくかどうかの判断は当社が行います。
- **少額短期保険業について(概要)**
  - ◆ 少額短期保険業は、保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月に設けられました。
  - ◆ ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。
- **個人情報・センシティブ情報の取り扱いについて**
  1. **利用目的について**

当社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的以外に利用することはありません。

    - (1) 保険契約の引受、継続、維持管理、保険金の支払のため
    - (2) 保険商品・サービスの提供改善、ご案内などのため
    - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品やサービスの充実のため
    - (4) その他保険業に関連・付随する業務のため
  2. **ご同意頂きたいこと**
    - (1) **センシティブ(機微)情報の取得・利用**
      - 保険業法施行規則に規定する、少額短期保険業の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の保健医療などに関する機微情報を取得・利用します。
    - (2) **再保険会社への情報提供**
      - 少額短期保険業において、安定的な業務を行うに当たって、引受リスクの適切な分散のために、当社は再保険会社に引受依頼をすることがあります。(再保険会社は更に別の再保険会社に引受依頼をすることがあります。)
      - 再保険会社は、当該保険契約の引受、継続、維持管理、給付金等の支払のため、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報の他、被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。また、保険金等のご請求があった場合は、上記の個人情報の他、保険金受取人等の氏名、住所、戸籍書類等業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。
    - (3) **外部委託会社への情報提供**
      - 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジット支払申込書、告知書に記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。
- **ご契約の限度について**
  - ◆ 当社は少額短期保険業者として、当社の保険には、1被保険者の契約において以下の通りの制限がございます。また、同一保険の複数契約は行えないこととなっておりますのでご注意ください。 傷害疾病保険:保険金額80万円以下

※このパンフレットに記載の保険内容および保険料などは2019年10月現在のものです。  
※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険会社のことをさします。

【募集代理店】

プラス少額短期

**プラス少額短期保険株式会社**  
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル 7階  
ナヤム ナローゴ  
**☎ 0120-786-765**  
(平日9:30~17:00 土日祝日、年末年始などを除く)  
PS201909A-01-02

# 親孝行保険

大切な親御様へ贈る、介護のささえに



- 介護の備えに、**要支援1からお支払対象**
- お子様の代理告知で、**親御様のためのお申込みが可能**
- **告知は簡単、3つのみ**
- **60歳から100歳まで**お申し込みいただけます。

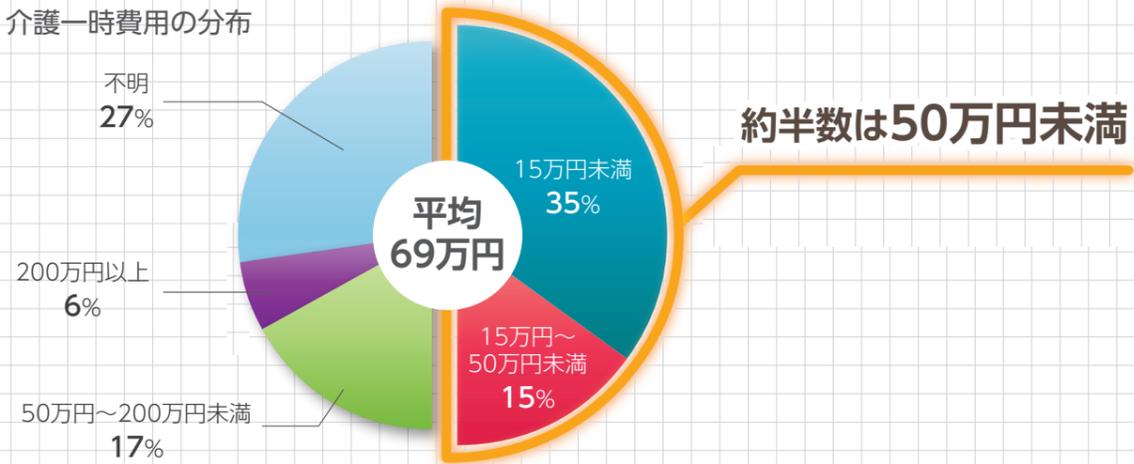
## 介護一時費用の実態

### ◆介護の一時費用※1は平均69万円

- ・介護に要した費用※2のうち、一時費用の合計額は、**平均69万円**となっています。
- さらに、約半数は**50万円未満**であり、多額の備えを必要とする費用規模ではありません。

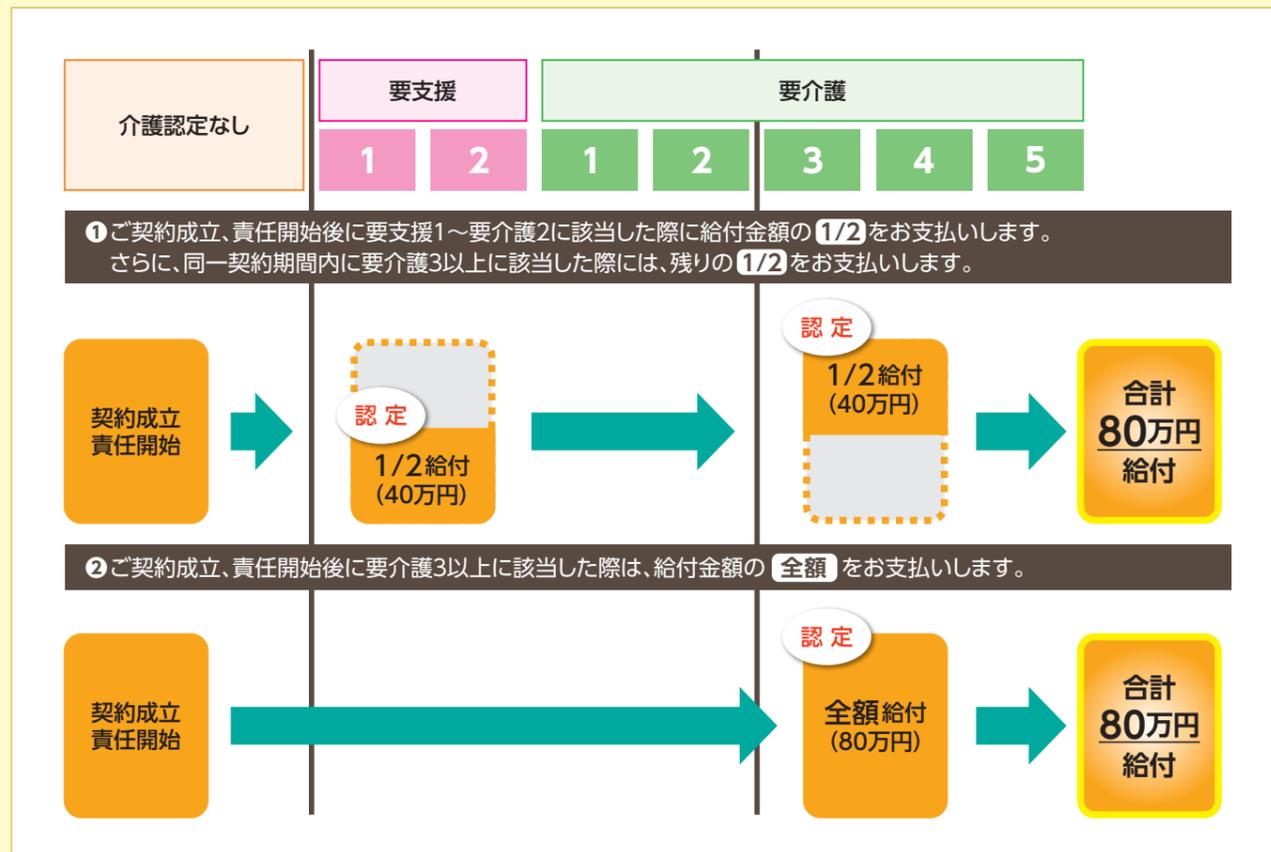
※1 住宅改造や介護用ベッドの購入など一時的にかかった費用  
 ※2 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

#### 介護一時費用の分布



※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(平成30年度)

## 「親孝行保険」の仕組み 介護一時金80万円の場合



※ただし初回のご契約に限り、60日間の免責期間があります。

## お申込みに当たっての条件

ご契約可能年齢(被保険者) 60歳から100歳まで。

### 告知事項 (下記に該当がなければお申し込みいただけます。※1)

- ① 現在入院中ですか?
- ② 過去1年間で継続して5日以上入院※2をしたこと、または、今後3か月以内に手術※3の予定はありますか?
- ③ 要介護・要支援認定を受けていますか?

※1 保険契約の引受けの可否については、告知内容等にもとづき総合的に判断させていただきます。  
 ※2 別表①のお病気による入院をさします。 ※3 別表②の手術を含みます。

#### 別表①

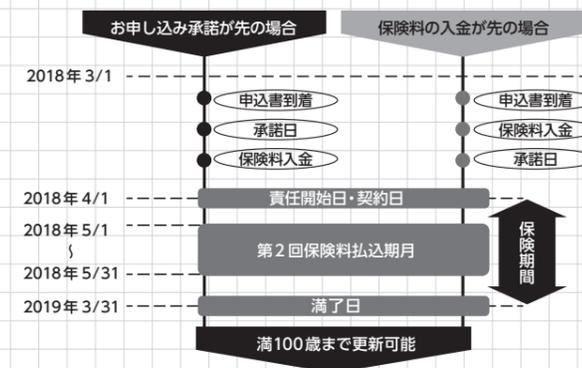
- がん(上皮内がんを含む) ●脳卒中 ●脳出血 ●脳こうそく ●くも膜下出血 ●心筋症 ●心筋こうそく ●狭心症
- 不整脈 ●弁膜症 ●動脈りゅう ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●肺線維症 ●塵肺 ●腎不全(人工透析中の場合を含む)
- こうげん病 ●かいようせい大腸炎 ●クローン病(限局性腸炎) ●HIV感染症 ●筋硬直性障がい
- 関節リウマチ(若年性関節炎を含む) ●先天性ミオパチー ●筋ジストロフィー ●統合失調症 ●うつ病 ●そう病
- アルコール依存症 ●薬物依存症

#### 別表②

手術とは「悪性新生物温熱療法」、「衝撃波による体内結石破砕術」、「ファイバースコープまたは血管・喉頭・胸・腹部臓器手術」、「新生物根治放射線照射」、「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」および先進医療における手術を含みます。

## お申し込みから保障の開始まで

- お申し込みに対して当社が承諾し、第1回保険料または年払保険料が入金された時に有効に成立いたします。
- 当社がお申し込みを承諾し、保険料が入金されたこと両方が揃った日の属する月の翌月1日を責任開始日・契約日とします。



### 【保険料の入金日について】

※支払方法が口座振替の場合:  
 初回保険料はコンビニエンスストアからの振込みとなります。この場合、保険料入金日は実際に当社が入金を確認した日となります。

※支払方法がクレジットカード決済の場合:  
 クレジットカードの有効性が確認された日となります。

## 保険料の例

### 介護一時金80万円コース 保険料月払いの場合

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
60歳	2,690円	2,390円	74歳	4,150円	3,600円	88歳	9,770円	8,610円
61歳	2,730円	2,470円	75歳	4,370円	3,750円	89歳	10,520円	9,310円
62歳	2,740円	2,480円	76歳	4,600円	3,990円	90歳	11,240円	10,110円
63歳	2,830円	2,590円	77歳	4,820円	4,160円	91歳	12,070円	10,960円
64歳	2,870円	2,570円	78歳	5,070円	4,420円	92歳	12,890円	11,880円
65歳	3,010円	2,670円	79歳	5,390円	4,670円	93歳	13,800円	12,830円
66歳	3,110円	2,750円	80歳	5,720円	4,930円	94歳	14,720円	13,880円
67歳	3,210円	2,800円	81歳	6,070円	5,230円	95歳	15,640円	15,040円
68歳	3,270円	2,950円	82歳	6,480円	5,570円	96歳	16,640円	16,230円
69歳	3,430円	3,040円	83歳	6,950円	5,950円	97歳	17,780円	17,690円
70歳	3,490円	3,150円	84歳	7,410円	6,380円	98歳	18,990円	19,050円
71歳	3,630円	3,190円	85歳	7,990円	6,850円	99歳	20,910円	20,750円
72歳	3,810円	3,380円	86歳	8,550円	7,390円	100歳	26,340円	26,830円
73歳	4,000円	3,420円	87歳	9,150円	7,950円			

※月払、区分1の保険料